

特別企画：ゴルフ場経営業者の倒産動向調査（2018年）

3年ぶり増加に転じ、20件台に ～民事再生法による再建型倒産が45%占める～

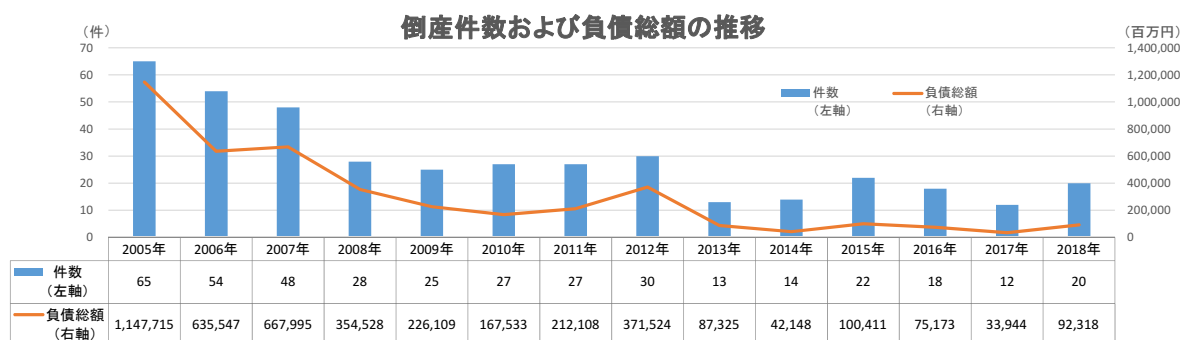
はじめに

安定成長期に設立されたゴルフ場の多くは、2000年代前半に預託金の償還期限を迎え、倒産に至るケースも少なくなかった。一方、この預託金の償還期限を15年や20年という期間で延長することで再建に取り組んだものの、近年再び預託金の償還期限を迎え、倒産に至るゴルフ場も少なくない。

帝国データバンクでは、ゴルフ場経営業者の倒産（負債1000万円以上、法的整理）について、集計・分析した。

調査結果(要旨)

1. 2018年のゴルフ場経営業者の倒産は20件となり、2017年（12件）を上回ったことで、2015年以来3年ぶりに増加に転じた
2. 負債総額は、923億1800万円。倒産件数と同様に、2015年以来3年ぶりの増加となった
3. 態様別では、「破産」9件（前年2件）、「特別清算」2件（同4件）、「民事再生法」9件（同6件）となった
4. 主な倒産は、「中京ゴルフ倶楽部 石野コース」を運営していたCGC管理（株）（名古屋市中村区、負債145億8200万円、特別清算）や、「鳳凰ゴルフ倶楽部」を運営していた太田資源開発（株）（群馬県太田市、負債112億円、民事再生法）など



1. 件数と負債総額の推移

2018年のゴルフ場経営者の倒産件数は、20件となった。前年（12件）の水準を上回るのは、2015年以来3年ぶりで、20件台になったのも同年以来3年ぶり。前年比でみると、増加率は66.7%で、2005年以降で最大の増加率となった。

負債総額は923億1800万円となり、件数と同様に2015年以来3年ぶりに増加となった。また、2017年の1件あたりの負債額平均は約28億2900万円だったが、2018年は同約46億1600万円と、負債規模も大きくなっている。

倒産の推移

年	件数	前年比	負債総額 (百万円)	前年比
2005	65	-	1,147,715	-
2006	54	▲ 16.9 %	635,547	▲ 44.6 %
2007	48	▲ 11.1 %	667,995	5.1 %
2008	28	▲ 41.7 %	354,528	▲ 46.9 %
2009	25	▲ 10.7 %	226,109	▲ 36.2 %
2010	27	8.0 %	167,533	▲ 25.9 %
2011	27	0.00 %	212,108	26.6 %
2012	30	11.1 %	371,524	75.2 %
2013	13	▲ 56.7 %	87,325	▲ 76.5 %
2014	14	7.7 %	42,148	▲ 51.7 %
2015	22	57.1 %	100,411	138.2 %
2016	18	▲ 18.2 %	75,173	▲ 25.1 %
2017	12	▲ 33.3 %	33,944	▲ 54.8 %
2018	20	66.7 %	92,318	172.0 %

2. 態様別

態様別でみると、2018年は清算型の法的整理である破産が9件、特別清算が2件だった。一方、再建型の法的整理である民事再生法は9件、会社更生法はゼロとなった。2018年の倒産企業全体（8063件）における民事再生法が占める割合は構成比3.1%だったが、ゴルフ場経営業においては、同45.0%となっており、他業種と比べ非常に高い水準となっている。

態様別

	2016年	2017年	2018年
破産	6	2	9
特別清算	4	4	2
民事再生法	7	6	9
会社更生法	1	0	0

3. 主な倒産

2018年の主な倒産は下表の通り。負債額が最も多かったのは、CGC管理(株)の負債145億8200万円。また設立年を見ると、1970年代から90年代の安定成長期頃に設立された企業が多い傾向にある。

主な倒産

企業コード	商号	負債 (百万円)	設立年 (西暦)	態様別	都道府県別
400823529	CGC管理(株)	14,582	1985	特別清算	愛知県
230031228	太田資源開発(株)	11,200	1971	民事再生法	群馬県
986329839	(株)児玉カントリー倶楽部	9,632	2002	民事再生法	埼玉県
500163574	(株)朽木ゴルフ倶楽部	7,732	1976	民事再生法 →破産	滋賀県
580651453	エヌデーシー(株)	6,700	1972	民事再生法	滋賀県
830253911	大分観光開発(株)	6,400	1991	民事再生法	大分県
530178433	西日本観光(株)	5,279	1971	民事再生法	兵庫県

4. まとめ

2018 年におけるゴルフ場経営者の倒産は、前年比 66.7%増の 20 件となった。前年を上回るのは 2015 年以來 3 年ぶりである。また、倒産の態様は、民事再生法の割合が高く、全業種の構成比 3.1%に対して、同 45.0%だった。法的整理後も事業を継続するケースが多いのがゴルフ場経営者の倒産の特徴と言えよう。

倒産した企業は、1970 年代から 90 年代の安定成長期に設立された企業が多い。倒産理由は、預託金の償還期限を迎えたものの資金工面できなかった、もしくは過去に償還期限を迎え期限延長していたものの、期日までに資金工面できなかったというものが、大半を占める。引き続き、こうした預託金問題が解決していない企業が償還期限を迎えるなかで、法的整理による再建を目指す可能性がある。

2019 年 1 月には、1978 年オープンの「富士御殿場ゴルフ倶楽部」を運営していたサンユウ産業(株)が、預託金の償還期限を迎えるなか、資金を工面できず民事再生法の適用を申請した。今後同様の倒産が相次ぎ発生する可能性は否定できない。

【内容に関する問い合わせ先】

(株) 帝国データバンク 東京支社情報部 担当：綴木 猛

TEL 03-5919-9341 FAX 03-5919-9348

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。